

~~~~~ 知的財産関連の動向 ~~~~

最近の WIPO の動き (4)

~~~~~ 世界知的所有権機関 (WIPO) 日本事務所 *~~~~~

1. WIPO PROOF が国際規格の重要な認証を取得

WIPO は昨年 5 月に国連初となるタイムスタンプサービス、WIPO PROOF を開始した¹⁾。WIPO PROOF は、電子ファイルが特定の時点で確かに存在していたことを証明する耐改ざん性に優れた証拠を提供するサービスであり、創作的作品、プロダクトデザイン、発明、研究記録、各種契約書・証明書などを含む様々な知的・情報資産の保護・管理強化を支援するものである。

WIPO は昨年 12 月、WIPO PROOF が、国際標準化機構 (ISO) 及び欧州電気通信標準化機構 (ETSI) の両者より「トラストサービスプロバイダー」の認証を取得したことを発表した²⁾。より詳細には、WIPO PROOF が、情報セキュリティ管理のための ISO 基準、及び、eIDAS (Electronic IDentification, Authentication and Trust Services) と呼ばれる EU 規則の下で確立された基準の両方を満たしていることが、外部の認定された適合性評価機関によって認証された。

ISO は、165 の各国の標準化団体からなるメンバーで構成される非政府国際組織であり、技術・製造等に関する国際規格を策定している。ISO / IEC 27001 規格は、包括的な情報セキュリティ管理システムのための要件を定義しており、WIPO PROOF の情報セキュリティ基準はこの ISO / IEC 27001 規格に係る要件に準拠するものである。また、欧州委員会の eIDAS 規則³⁾は、オンラインサービスにアクセスする際に、電子的な識別手段と信頼サービス（電子署名、電子シール、タイムスタンプ、登録された電子送付、ウェブサイト認

証）が共通の基準に準拠していることを保証するものであり、eIDAS は、トラストサービスプロバイダーにとって、世界で最も包括的な規制、及び、厳格な基準の 1 つと見なされている。

両方の認証を取得することにより、WIPO PROOF サービスが、高度な電子タイムスタンプを発行するトラストサービスプロバイダーに関する重要な標準に準拠していることが認められ、WIPO PROOF が受け取る顧客情報を安全に保護するための世界的な基準を満たしていることを確立したと言える。世界的に認められたデジタルトラストサービスプロバイダーとしての WIPO の詳細については、関連するすべての証明書が公開されている WIPO PROOF の「Globally Trusted (国際的な信頼性)」のページ⁴⁾をご覧いただきたい。

2. WIPO 第32回特許法常設委員会 (SCP)⁵⁾

特許法常設委員会 (Standing Committee on the Law of Patents : SCP) の第 32 回委員会が昨年 12 月 7 日～10 日に WIPO 本部での物理参加とオンライン参加とを組み合わせたハイブリッド形式にて開催された。230 人以上の参加者に加え、リモートでオブザーバー参加があり、日本からは、

* WIPO の外部事務所の 1 つ。東京・霞が関に位置する。詳しくは、WIPO 日本事務所のウェブページをご覧ください：

<https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/>
また、WIPO や WIPO 日本事務所の主要な活動について、ニュースレター（四季報）にて定期配信中：
https://www3.wipo.int/newsletters/ja/#wipo_japan

日本国特許庁 (JPO), 一般社団法人 日本知的財産協会 (JIPA) 等が参加した。

SCP は特許についての議論を行う WIPO の常設委員会であり, 1998 年に第 1 回委員会が開催され, 2011 年の第 16 回委員会以降, ファクトファインディングに留め, 制度調和につなげないととの前提で, 「特許権の例外と制限」, 「異議制度を含む特許の質」, 「特許と健康」, 「依頼人と代理人の間の秘匿特権」, 「技術移転」の 5 項目に関する議論が行われている。

今次第 32 回委員会では, 引き続き上記の 5 項目に関する議論が行われるとともに, 各議題に関する各国・地域の特許法に関する最新情報がシェアされた。「特許権の例外と制限」に関して, WIPO の事務局より先使用権に関する作業文書が提示され, 議論が行われた。「異議制度を含む特許の質」に関して, WIPO の事務局より WIPO の AI に係る取組の紹介, JPO より AI 関連発明の出願状況やその審査に関する取組の紹介が行われ, また, 次回委員会において, 特許審査への AI 活用に係るシェアリングセッションが行われることとなった。「特許と健康」に関して, 医療技術における特許ライセンス条項の種類に関するシェアリングセッションが行われ, 今後, 医薬品やワクチンの特許情報データベースに関する取組のアップデートを報告する機会を設けること, 特許と医療製品・健康技術へのアクセスに関する議論を継続することが合意された。「依頼人と代理人の間の秘匿特権」に関して, WIPO の事務局より, 前回委員会にて実務者と加盟国によって行われた秘匿特権の最新動向に係るシェアリングセッションの概要が説明され, 今後も引き続き議論を行うこととなった。さらに, 上記「技術移転」に関しては, 技術移転促進に関する法改正や施策に関するシェアリングセッションが行われ, JPO より, WIPO GREEN に係る日本の取組や JPO の途上国支援等を含む国内外の取組等が紹介された。

3. 第 43 回 WIPO 商標, 意匠, 地理的表示の法律に関する常設委員会 (SCT)⁶⁾

昨年 11 月 23 日～16 日に, 商標, 意匠, 地理的表示の法律に関する常設委員会 (Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications : SCT) の第 43 回委員会が, 前述の SCP と同様に, ハイブリッド形式で開催された。約 300 名の参加があり, 日本からは, 日本国特許庁 (JPO), 日本弁理士会 (JPAA) 等の参加があった。

SCT は意匠・商標・地理的表示 (GI) の法律に関する国際調和, 各国共通の課題等について議論を行う常設委員会であり, 1998 年に設置されたものである。

今次第 43 回委員会は, ブランドが無形資産の指標にはじめて含まれるようになった Global Innovation Index (GII) 2020 発行後, 初めての商標・意匠関連の会合として関心を集めた。意匠については, グラフィカル・ユーザー・インターフェイス (GUI), アイコン, 書体・フォントデザインの意匠保護の調査, GUI の意匠保護に関する日米による改定提案, 国際博覧会出品產品の意匠保護, 優先権書類の電子的交換 (DAS) に関する議論等が行われた。商標について, 国名や国家的に重要な地名の保護についての審査ガイドライン採択に係る共同提案, 国名の保護に関する勧告案について議論が行われたが, 引き続き議論が継続されることとなった。また, 国ブランドの保護に関する各制度の実態調査の提案について, 次回会合で調査結果が報告されることとなった。地理的表示 (GI) については, 各国の GI 保護制度・運用の理解を深めるための情報セッションが行われた。

4. 第 8 回 WIPO 標準委員会 (CWS)⁷⁾

昨年 11 月 30 日～12 月 2 日および 12 月 4 日の 4 日間にわたり, WIPO 標準委員会 (Committee on WIPO Standards : CWS) の第 8 回委員会がハイブリッド形式で開催された。30 以上の国・機関より参加があり, 日本からは日本国特許庁

(JPO) 等の参加があった。

CWS は、2009 年 9 月の WIPO 一般総会でその設置が承認された。2010 年に第 1 回会合が開催された後、概ね 1 年に 1 回の頻度で開催され、出願番号の記載方法、国コード、XML 等、産業財産権情報の国際的なデータ交換形式の標準である WIPO 標準に関する議論が行われてきた。

今次会合では、4 つの新しい標準が承認された。1 つ目は、ウェブアプリケーションプログラミングインターフェイス (API) に関する WIPO 標準 ST.90 であり、ウェブ上の機器間通信を介した知的財産データの処理及び交換を容易にするものである。2 つ目は、マルチメディアの標章に関する WIPO 標準 ST.69 であり、これは、知的財産庁への出願形式の電子ファイルの取扱い及び公開のための共通のフォーマットを提供するものである。3 つ目は、商標の法的状況 (リーガルステータス) に関する WIPO 標準 ST.61 であり、これは、ユーザーの各国における法的状況 (商標出願や登録等に関する情報) に関するデータアクセス改善に資するものである。4 つ目は、意匠の電子的表示に関する WIPO 標準 ST.88 であり、これは、意匠の電子画像及び動画の作成、保存、表示、管理、公開及び交換の方法に関するもので、複数国への同一出願の簡素化に資するものである。

さらに、今次会合では、3 つの標準 (特許の法的状況 (リーガルステータス) に関する WIPO 標準 ST.27、配列リストに関する WIPO 標準 ST.26、公開された特許文書の権限ファイルのフォーマットに関する WIPO 標準 ST.37) の改定が行われた。このうち、WIPO 標準 ST.26 は、ヌクレオチド・アミノ酸の配列表の表記に関するもので、世界中の配列リストを有する特許出願に影響を与えるものである。2022 年 1 月 1 日の発効に備え、WIPO では出願人及び知的財産庁のためのソフトウェアアプリケーション「WIPO Sequence」を 2020 年 11 月に公開^⑧するとともに、今後、知財庁や出願人向けのオンライントレーニングを実施する予定である。

デジタルトランスフォーメーションの進展に伴い、電子データの効率的な取り扱いを実現するた

めの標準策定の重要性がますます高まっている。知的財産分野における国際標準の策定を担う本委員会の取組にも今後注目いただきたい。

5. 最近の WIPO GREEN に関する動き

最後に、国内外における WIPO GREEN をめぐる最近の動向について紹介する。

まず、WIPO GREEN 全体の動きとして、昨年 12 月 9 日、WIPO GREEN の第 8 回諮問委員会 (Advisory Board Meeting) が、全世界のパートナーや WIPO 担当者などからなる約 70 名の出席者の下、オンラインで開催された。本諮問委員会では、この 1 年間における WIPO GREEN の最新情報が出席者に共有されるとともに、2021 年に向けた優先的取組、促進プロジェクトの概要などについて紹介された。なお、本年 1 月末現在、WIPO GREEN の全世界からのパートナー参加者は 119 者となっている^⑨。

次に、日本国内における WIPO GREEN の動きについて、日本からのパートナー参加者はこの約 1 年で急増し、現在 25 者でその数は世界一となっている。昨年 12 月には、国立大学法人東海国立大学機構が日本の国立大学法人として初のパートナーとなった他、住友大阪セメント株式会社がパートナーになった。また、2019 年 12 月に WIPO GREEN パートナーとなったコニカミノルタ株式会社は、昨年 11 月に全固体アルカリ金属二次電池と面状発熱体に関連した 22 の技術を新たに追加し、WIPO GREEN データベースの技術数を増加させた^⑩。さらに、本年 1 月 15 日には、パートナーである明治大学高分子科学研究所が主催の国際シンポジウム「グリーンテクノロジーマーケットプレイス 2021」がオンラインで開催された^⑪。WIPO グローバル・チャレンジ部の Amy Dietterich 部長による講演では、WIPO GREEN の 2020 年の実績に加え、検索性の向上、ユーザーのダッシュボード表示機能、技術分野毎の統計データ表示機能等を含むデータベースの改良や、インドネシアにおけるパーム油に関する促進プロジェクト等に関する本年の取組予定が紹介

されるとともに、日本からの WIPO GREEN に対する貢献への謝意が示された。本シンポジウムでは、参加者間において、WIPO GREEN を含むグローバルな取り組みのなかで、いかにして日本の環境技術の海外移転を実現するのか、それによるアジア太平洋諸国の持続可能な開発や持続可能な開発目標 (SDGs) の実現に向けた研究課題とその解決策について、議論が行われた。

上述のように、WIPO GREEN をめぐる国内外での動きは最近ますます活性化しており、本年もパートナーや関係機関等と連携しつつ、WIPO GREEN を起点とした環境技術移転を実現すべく各種施策を進めて参りたい。

(注)

- 1) WIPO PROOF 日本語サイト : <https://wipoproof.wipo.int/wdts/about-wipo-proof.xhtml?lang=ja>
- 2) 関連する WIPO ウェブページ（日本語） : https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2020/news_0056.html
- 3) eIDAS 規則 : <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32014R0910&from=EN>
- 4) WIPO PROOF の「Globally Trusted（国際的な信頼性）」に関するウェブページ : <https://wipoproof.wipo.int/wdts/globally-trusted.xhtml>
- 5) 関連する WIPO ウェブページ : https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=55611
- 6) 関連する WIPO ウェブページ : https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=55468
- 7) 関連する WIPO ウェブページ（日本語） : https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2021/news_0003.html
- 8) 関連する WIPO ウェブページ : https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2020/news_0051.html
- 9) WIPO GREEN パートナー一覧 : <https://www3.wipo.int/wipogreen/en/network/partners.html>
- 10) 関連する WIPO ウェブページ : https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2021/news_0004.html
- 11) 明治大学グリーンテクノロジーアライアンス ウェブサイト : <http://www.isc.meiji.ac.jp/~polymer/organization/green.html>

(原稿受領日 2021 年 2 月 2 日)